平成 24 年 11 月 15 日

会　社　名　株式会社ネクシィーズ
本店所在地　東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号
代　表　者　代表取締役社長　近藤太香巳
上場取引所　証券コード 4346　東証第一部、大証第一部
問い合わせ先　責任者役職名　専務取締役管理本部長
氏　名　松井康弘
電話番号　（03）5459－7444

各　位

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日取締役会において、下記のとおり株式分割を決議するとともに、単元株制度の採用ならびに定款の一部変更について平成24年12月21日（金）開催予定の第23期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせ致します。

なお、株式分割の実施、単元株式制度の採用及び定款の一部を変更することについては、平成24年12月21日（金）開催予定の第23期定時株主総会における定款変更案の承認を条件としております。

記

１．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所から平成 19 年 11 月 27 日に公表されました、「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することに致しました。

また、東京証券取引所が有価証券上場規程 445 条に定める望ましい投資単位の水準の内容を踏まえ、単元株制度の採用とあわせ、当社株式１株につき 10 株の割合をもって株式分割を行うことと致しました。

２．株式分割の概要

（1）分割の方法

平成 25 年３月 31 日（日）（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 25 年３月 29 日(金)）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき 10 株の割合をもって分割致します。

（2）分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	1,341,364 株（平成 24 年 11 月 15 日現在）
②株式の分割により増加する株式数	12,072,276 株（注１）
③株式分割後の発行済株式総数	13,413,640 株（注１）
④株式分割後の発行可能株式総数	53,654,560 株

（注１）平成 24 年 11 月 15 日時点の発行済株式総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

①基準日公告　　平成 25 年３月 15 日（金）

②基準日　　平成 25 年３月 31 日（日）（注２）

③効力発生日　　平成 25 年４月　１日（月）

（注２）当日は、株主名簿管理人休業日のため、実質上の基準日は平成 25 年３月 29 日（金）となります。

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たりの行使価額を平成25年４月１日(月)以降、以下のとおり調整致します。

区分	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 15 年 12 月 22 日定時株主総会決議に基づく新株予約権	37,135 円	3,714 円
平成 17 年 12 月 21 日定時株主総会決議に基づく新株予約権	12,880 円	1,288 円
平成24年２月20日取締役会決議に基づく新株予約権	1,994 円	200 円

３．単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株と致します。

(2) 新設の日程

効力発生日　　平成 25 年４月１日（月）

（参考）単元株制度の採用に伴い、平成 25 年３月 27 日（水）をもって、東京証券取引所及び大阪証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることになります。

(3) 上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い単元未満株式が生じることになることから、それら単元未満株式の買取り、または買増しを当社に請求できる制度を平成 25 年４月１日以降に実施致します。

４．定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うことに伴い、発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第６条を変更するものであります。

②単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第７条（単元株式数）を新設するものであります。また、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第８条（単元未満株式についての権利）及び第９条（単元未満株式の買増し）を新設し、これらに伴い現行定款第７条以下の条数をそれぞれ繰り下げるものであります。

③そのほか、当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）の事業目的を追加することと致しました。

④現行定款第６条の変更、第７条から第９条までの新設及びこれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第１条及び第２条を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 12 月 21 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 25 年　４月　１日（月）

以上

別紙

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第１条　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。 （１）～（33）（条文省略） （新　　設） （新　　設） （新　　設） ２．～６．　（現行どおり）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。 （１）～（33）（現行どおり） （34）遺伝子検査によるコンサルティング （35）保険機能食品及び健康食品の製造及び販売 （36）経営者等に対する各種セミナーの企画・運営及び開催 ２．～６．　（現行どおり）
第３条～第５条　（条文省略）	第３条～第５条（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、5,365,456株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、53,654,560株とする。
（新　　設）	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
（新　　設）	（単元未満株式についての権利） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 (2)　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 (3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)　次条に定める請求をする権利
（新　　設）	（単元未満株式の買増し） 第９条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

現行定款	変更案
第７条 ～　（条文省略） 第31条	第10条 ～　（現行どおり） 第34条
（新　　設）	附則
	第１条　第６条の変更、第７条乃至第９条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年４月１日とする。
（新　　設）	第２条　本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。

以上